

○豊中市体育施設条例施行規則

平成27年3月27日

規則第63号

改正 平成28年3月28日規則第42号

平成28年9月30日規則第99号

平成29年3月28日規則第33号

平成30年3月14日規則第10号

平成30年5月28日規則第41号

平成31年3月19日規則第27号

(目的)

第1条 この規則は、別に定めるものを除くほか、豊中市体育施設条例（昭和56年豊中市条例第13号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(使用時間及び休館日)

第2条 体育施設（以下「施設」という。）の使用時間及び休館日は、別表第1のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(使用承認の申込み)

第3条 条例第4条第1項の規定により施設を使用（温水プールにあっては30人以上の団体による使用、豊島体育館、柴原体育館、庄内体育館、千里体育館、武道館ひびき及び高川スポーツルームにあっては専用使用の場合に限る。）しようとする者は、あらかじめ市長に使用承認申込書を提出しなければならない。

2 前項の規定による申込みは、次に掲げる施設を除き、使用日の3月前から受け付けるものとする。ただし、市長が特に必要と認めるものについては、この限りでない。

(1) 豊島体育館、柴原体育館、庄内体育館、千里体育館、武道館ひびき及び高川スポーツルーム

(2) グリーンスポーツセンター、大門公園野球場、豊島公園野球場、千里北町公園野球場、ふれあい緑地少年野球場、豊島公園庭球場、千里東町公園庭球場、野畑庭球場、ふれあい緑地庭球場、ふれあい緑地球技場及び二ノ切少年球技場

3 前項第1号に掲げる施設に係る第1項の規定による申込みは使用する日（以下「使用日」という。）の属する月の3月前の初日から10日までの間に、前項第2号に掲げる施設に

係る第1項の規定による申込みは使用日の属する月の1月前の初日から10日までの間に、それぞれ受け付けるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、同項に規定する申込みの期間後において、当該施設の申込みを行った者がいないときは、当該申込みの期間後においても申込みを受け付けることができる。

5 第1項の規定による申込みは、団体又はグループを単位として行うものとする。ただし、豊島公園庭球場、千里東町公園庭球場、野畑庭球場、ふれあい緑地庭球場及びグリーンスポーツセンター（条例別表第7に定める施設に限る。）に係る申込みについては、この限りでない。

（使用制限の特例）

第4条 条例第5条ただし書の市長が必要と認めるときは、入場料その他これに類するものを徴収して専用使用するとき（スポーツに限る。）とする。

（使用承認）

第5条 施設の使用承認は、第3条第1項の使用承認申込書を受け付けた順序による。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 市長は、施設の使用を承認したときは、使用承認書を申込者に交付する。

3 前項の規定にかかわらず、温水プール、豊島体育館、柴原体育館、庄内体育館、千里体育館、武道館ひびき及び高川スポーツルームの使用を承認したときは、第3条第1項の規定により使用承認申込書を提出する場合を除き、入場券を申込者に交付する。

（特別の設備又は装飾の承認の申込み）

第6条 条例第10条第1項の規定により特別の設備又は装飾をしようとする者は、設備等設置承認申込書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、特別の設備又は装飾を承認したときは、設備等設置承認書を申込者に交付する。

（使用時間の計算及び延長）

第7条 使用時間は、本来の使用目的に要する時間のほか、その準備及び後始末に要する時間を含むものとする。

2 使用者は、承認なく使用時間を延長することができない。ただし、温水プールの使用については、この限りでない。

3 使用者は、使用時間の延長について承認を受けたときは、当該延長に係る使用料を直ちに納付しなければならない。

（使用承認書の提示）

第8条 使用者（温水プール使用者を除く。）は、その使用中第5条第2項の規定により交付された使用承認書又は同条第3項の規定により交付された入場券を携帯し、施設の職員から要求されたときは、いつでもこれを提示しなければならない。

（使用料）

第9条 条例第7条第1項及び第2項に規定する使用料の額は、別表第2から別表第12までのとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、高齢者及び障害者並びに高齢者団体、障害者団体及び小人団体の使用に係る使用料の額は、同項の規定による額の2分の1に相当する額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、使用者が前項の障害者団体であつて、かつ、同項の小人団体である場合にあつては、当該使用者の使用に係る使用料の額は、第1項の規定による額の4分の1に相当する額とする。

4 前2項の規定による使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

5 第1項の規定にかかわらず、小学校就学の始期に達するまでの者が個人使用するとき、当該者に係る使用料の額は、無料とする。

6 第1項の規定にかかわらず、障害者が個人使用する場合における介助者（別表第2の1の表備考の10に規定する大人に限る。）に係る使用料の額は、無料とする。

7 前項の規定により使用料の額が無料とされる介助者は、障害者1名につき1名とする。ただし、障害の程度により市長が特に必要と認めるときは、障害者1名につき2名以上とすることができる。

8 本条の高齢者及び障害者並びに高齢者団体、障害者団体及び小人団体の範囲は、市長が別に定める。

（使用料の減免）

第10条 条例第7条第4項の規定による使用料の減免は、次に定めるとおりとする。

（1）公共団体の主催又は共催する事業に使用するとき 免除

（2）市長が指定する団体の主催する事業に使用するとき 免除

（3）公共団体の後援する事業に使用するとき 使用料の5割減額

（4）その他市長が特別の理由があると認めるとき 免除又はその都度市長の定める割合の減額

2 前項に規定する使用料の減免を受けようとする者は、市長に使用料減免申込書を提出して、その承認を受けなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める

ときは、使用料減免申込書によらず、市長が別に定める方法により申込みを行うことができる。

3 前項本文の規定による使用料減免申込書の提出は、使用承認のあった日から使用日までの間に行わなければならない。

4 第1項の規定による減免後の使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(使用料の返還)

第11条 条例第8条ただし書の規定による使用料の返還は、次に定めるところによる。

(1) 使用者の責めによらない事由によって使用することができないとき 既納の使用料の全額

(2) 使用日の5日前までに第3条第2項第2号に規定する施設の使用承認の取消しを申し出て市長が相当の事由があると認めるとき 既納の使用料の全額

(3) 使用日の30日前までに第3条第2項第2号に規定する施設以外の施設の使用承認の取消しを申し出て市長が相当の事由があると認めるとき 既納の使用料の5割の額

(建物等の滅失等の届出)

第12条 使用者は、建物、附属物又は器具を滅失し、又は毀損したときは、直ちに届け出て、施設の職員の指示を受けなければならない。

(使用終了の届出)

第13条 使用者は、施設の使用が終わったときは、直ちに届け出て、施設の職員の確認を受けなければならない。ただし、個人使用の場合は、この限りでない。

(指定管理者の公募)

第14条 条例第13条第1項本文の規定による公募は、次に掲げる事項を示して、市の広報誌及びホームページへの掲載その他市長が適当と認める方法により行う。

(1) 施設の名称、所在地及びその概要

(2) 指定管理者(条例第12条第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が行う業務の範囲

(3) 指定管理者に指定しようとする期間

(4) 応募に必要な資格

(5) 指定管理者の指定の申込みの手續

(6) その他市長が必要と認める事項

(指定申込書の提出等)

第15条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申込書を市長に提出しなければならない。

2 前項の指定管理者指定申込書には、条例第13条第2項の事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 条例第12条第2項各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）に関する収支計画書
- (2) 施設に関する管理体制計画書
- (3) 個人情報（豊中市個人情報保護条例（平成17年豊中市条例第19号）第2条第2号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護体制計画書
- (4) 当該法人その他の団体（以下「法人等」という。）の定款、寄付行為、規約又はこれらに準ずるもの
- (5) 法人にあつては、登記事項証明書
- (6) 当該法人等の役員又は代表者その他これらに準ずる者の名簿
- (7) 当該法人等の事業の概要を記載した書類
- (8) 市長が指定する事業年度の当該法人等に関する事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの
- (9) 前項の指定管理者指定申込書を提出する日の属する事業年度の当該法人等に関する事業計画書及び収支予算書又はこれらに類するもの
- (10) その他市長が必要と認める書類

(指定管理者の選定の基準)

第16条 条例第13条第3項第4号に規定する市規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理業務の遂行上知り得た個人情報を漏らさない体制及び不当な目的に使用しない体制が整備されているものであること。
- (2) 天災その他緊急事態の発生時における危機管理体制が整備されていること。
- (3) 市内のスポーツ団体と広く連携する能力を有するものであること。
- (4) その他市長が必要と認めて定める基準

(事業報告書の記載事項)

第17条 条例第15条の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 指定管理業務の実施状況
- (2) 施設の利用状況

- (3) 施設の使用料の収入の状況
- (4) 指定管理業務に係る経費の収支状況
- (5) その他施設の管理の状況を把握するために市長が必要と認める事項
(利用料金の減免)

第18条 条例第17条の規定による利用料金の減免は、次に定めるところによる。

- (1) 公共団体の主催又は共催する事業に使用するとき 免除
- (2) 市長が指定する団体の主催する事業に使用するとき 免除
- (3) 公共団体の後援する事業に使用するとき 利用料金の5割減額
- (4) 30人以上の団体により温水プールを使用するとき 利用料金の2割減額

2 前項に規定する利用料金の減免を受けようとする者は、指定管理者が市長の承認を得て定める方法により指定管理者に申し出て、その承認を受けなければならない。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金の減免を承認したときは、免除又は減額に必要な措置を講じるものとする。

(利用料金の返還)

第19条 指定管理者は、温水プール使用者が温水プール使用者の責めによらない事由によって温水プールを使用することができないときは、既納の利用料金の全額を条例第18条第2項ただし書の規定により温水プール使用者に返還するものとする。

(申込書等の様式)

第20条 この規則による申込書等の書類の様式については、市長が別に定める。

(施行細目)

第21条 この規則の施行についての必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月28日規則第42号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年9月30日規則第99号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年3月28日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月14日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年5月28日規則第41号）

この規則は、平成30年6月1日から施行する。

附 則（平成31年3月19日規則第27号）

1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 第1条の規定 平成31年4月1日

2 第2条の規定による改正後の豊中市体育施設条例施行規則別表第5から別表第7まで及び別表第10から別表第12までの規定は、平成31年9月1日以後に徴収する同年10月1日以後の使用に係る使用料について適用する。

別表第1

施設の名称	使用時間	休館日
豊島体育館	9時から21時まで	12月27日から翌年1月5日まで及び毎月末日（当該末日が日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、これらの日の前日）
柴原体育館		
庄内体育館		
千里体育館		
武道館ひびき		
高川スポーツルーム		
二ノ切温水プール	9時から20時まで	12月27日から翌年1月5日まで並びに豊島温水プールは毎週月曜日、
豊島温水プール		
二ノ切温水プール会議室	9時から21時まで	二ノ切温水プール及び二ノ切温水プール会議室は毎週火曜日
豊島公園野球場	(1) 4月1日から1月30日まで 9時から21時まで	12月27日から翌年1月5日まで
豊島公園野球場会議室		
豊島公園野球場小会議室		
	(2) 12月1日から翌年3月31日まで 9時から17時まで	
豊島公園野球場夜間照明施設	4月1日から11月30日まで 9時から21時まで	

グリーンスポーツセンター (条例別表第7に定める施設に限る。)	9時から21時まで
グリーンスポーツセンター (専用使用に係る部分(条例別表第7に定める施設を除く。))に限る。)	(1) 夏期 9時から19時まで (2) 冬期 9時から17時まで
大門公園野球場	
千里北町公園野球場	
ふれあい緑地少年野球場	
豊島公園庭球場	
千里東町公園庭球場	
野畑庭球場	
ふれあい緑地庭球場	
ふれあい緑地球技場	
二ノ切少年球技場	

備考 この表における夏期とは、5月1日から8月31日までをいい、冬期とは、1月1日から4月30日まで及び9月1日から12月31日までをいう。

別表第2

1 体育館使用料金表

区分			午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	超過使用料
			9時から12時まで	13時から17時まで	18時から21時まで	9時から17時まで	13時から21時まで	9時から21時まで	(1時間につき)
専用使用	豊島体育館	競技場 (更衣室を含む。)	円 12,600	円 16,800	円 12,600	円 29,400	円 29,400	円 42,000	円 4,200
		会議室	900	1,200	900	2,100	2,100	3,000	300

			00		00	00	00	
	トレーニング室	2, 1 00	2, 8 00	2, 1 00	4, 9 00	4, 9 00	7, 0 00	700
	競技役員室	300	400	300	700	700	1, 0 00	100
柴原体育館	第1競技場 (更衣室を含む。)	3, 6 00	4, 8 00	3, 6 00	8, 4 00	8, 4 00	12, 0 000	1, 20 0
	第2競技場 (更衣室を含む。)	2, 2 50	3, 0 00	2, 2 50	5, 2 50	5, 2 50	7, 5 00	750
	会議室	450	600	450	1, 0 50	1, 0 50	1, 5 00	150
	庄内体育館	第1競技場 (更衣室を含む。)	12, 6 00	16, 8 00	12, 6 00	29, 4 00	29, 4 00	42, 0 000
	第2競技場 (更衣室を含む。)	5, 7 00	7, 6 00	5, 7 00	13, 3 00	13, 3 00	19, 0 000	1, 90 0
	トレーニング室	2, 1 00	2, 8 00	2, 1 00	4, 9 00	4, 9 00	7, 0 00	700
	会議室	900	1, 2 00	900	2, 1 00	2, 1 00	3, 0 00	300
千里体育館	第1競技場 (更衣室を含む。)	12, 6 00	16, 8 00	12, 6 00	29, 4 00	29, 4 00	42, 0 000	4, 20 0
	第2競技場 (更衣室を含む。)	5, 7 00	7, 6 00	5, 7 00	13, 3 00	13, 3 00	19, 0 000	1, 90 0
	第3競技場 (更衣室を含む。)	2, 2 50	3, 0 00	2, 2 50	5, 2 50	5, 2 50	7, 5 00	750
	トレーニング室	2, 1 00	2, 8 00	2, 1 00	4, 9 00	4, 9 00	7, 0 00	700
	会議室	2, 7 00	3, 6 00	2, 7 00	6, 3 00	6, 3 00	9, 0 00	900
高川スポーツ	多目的室	1, 8	2, 4	1, 8	4, 2	4, 2	6, 0	600

	ルーム		00	00	00	00	00	00	
		トレーニング室	2, 1 00	2, 8 00	2, 1 00	4, 9 00	4, 9 00	7, 0 00	700
個人 使用	大人	1人1回（3時間以内） 400円			回数券料金		1人1回券 11枚つづり 4,000円		
	小人	1人1回（3時間以内） 200円			回数券料金		1人1回券 11枚つづり 2,000円		

備考

- 1 市が主催する各種スポーツ及びレクリエーション教室が終了後、当該競技場を使用承認した場合の使用料金は、市長が別に定める。
- 2 豊島体育館、庄内体育館及び千里体育館の第1競技場の使用区分は、全面、3分の2面、半面又は3分の1面とする。
- 3 会議室の使用区分は、庄内体育館にあっては全室又は半室とし、千里体育館にあっては全室、3分の2室又は3分の1室とする。
- 4 豊島体育館、庄内体育館及び千里体育館の第1競技場の3分の2面、半面及び3分の1面の使用料は、それぞれ当該使用料金の3分の2に相当する額、半額及び3分の1に相当する額とする。
- 5 会議室の3分の2室、半室及び3分の1室の使用料は、それぞれ当該使用料金の3分の2に相当する額、半額及び3分の1に相当する額とする。
- 6 休日（日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。以下同じ。）に専用使用するとき、当該使用料金の2割を加算する。
- 7 市外居住者（市の区域内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者若しくは市の区域内に存する学校に在学する者又はその構成員のうち市の区域内に住所を有する者、市の区域内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者若しくは市の区域内に存する学校に在学する者の割合が7割以上である団体を除く。以下同じ。）が専用使用するとき、当該使用料金（使用が休日であるときは、備考の6の規定による使用料金）の10割を加算する。
- 8 入場料その他これに類するものを徴収して専用使用するとき（アマチュアスポーツに限る。）は当該使用料金（使用が休日であるときは、備考の6の規定による使用料

金)の20割を,市外居住者が当該専用使用するときには備考の7の規定による使用料金の20割を加算する。

9 入場料その他これに類するものを徴収して専用使用するとき(プロスポーツに限る。)は当該使用料金(使用が休日であるときは,備考の6の規定による使用料金の40割を,市外居住者が当該専用使用するときには備考の7の規定による使用料金の40割を加算する。

10 この表における大人及び小人の範囲は,市長が別に定める。

11 市外居住者が個人使用するときには,当該使用料金の10割を加算する。

2 体力診断システム使用料金表

体育施設の名称	単位	料金
庄内体育館	1人1回	500円
千里体育館		

備考 市外居住者が使用するときには,当該使用料金の10割を加算する。

別表第3

体育館附属設備使用料金表

スポーツ備品 区分	区分	使用料					備考
		豊島体 育館	柴原体 育館	庄内体 育館	千里体 育館	高川ス ポーツ ルーム	
バレーボール 用具	1組1回 につき	円 200	円 200	円 200	円 200	円	支柱(ネット,審判台及び得 点板を含む。)
バスケットボ ール用具	1組1回 につき	200	200	200	200		ゴール1対(得点板を含む。)
バドミントン 用具	1組1回 につき	100	100	100	100		支柱(ネット及び得点板を含 む。)
卓球用具	1台1回 につき	100	100	100	100	100	卓球台(ネット,支柱及び得 点板を含む。)
放送用具	1式1回 につき	100	100	100	100	100	マイク,アンプ1組
ハンドボール 用具	1組1回 につき	200		200	200		ゴール1対(ネット及び得点 板を含む。)

テニス用具	1組1回 につき	200		200	200		支柱, ネット
体操用具	1組1回 につき	100	100	100	100	100	エアロビマット10枚セット マット1枚 トランポリン1台(補助台及びセフティマットを含む。) ポータブルステージ1台 跳び箱1台(踏切板及びマット1枚を含む。) 平均台1台(セフティマットを含む。) 体育遊具1セット(種類ごと)
電光表示盤	1組1回 につき	600		600	600		電光表示盤・操作盤・表示器セット
太鼓	1台1回 につき				100		太鼓, バチ1組

備考

- 1 この表における1回とは、別表第2の1の表の区分をいう。ただし、同表備考の1の規定により承認した場合は、当該承認時間を1回とする。
- 2 この表の体操用具の使用料は、備考欄の各区分に掲げる用具ごとの使用料金をいう。
- 3 別表第2の1の表備考の6から備考の9までの規定は、この表について適用する。

別表第4 二ノ切温水プール会議室使用料金表

区分	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	超過使用料 (1時間 につき)
	9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで	
会議室	円	円	円	円	円	円	円

	2, 400	3, 200	2, 400	5, 600	5, 600	8, 000	800
--	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-----

備考

- 1 会議室の使用区分は、全室又は半室とする。
- 2 会議室の半室使用料は、当該使用料金の半額に相当する額とする。
- 3 休日に使用するとき、当該使用料金の2割を加算する。
- 4 市外居住者が会議室を使用するとき、当該使用料金（使用が休日であるときは、備考の3の規定による使用料金）の10割を加算する。

別表第5

野球場使用料金表

名称	単位		使用料
豊島公園野球場	1回 2時間		12,000円
大門公園野球場			2,000円
千里北町公園野球場			
ふれあい緑地少年野球場			
豊島公園野球場会議室	午前	9時から12時まで	1,100円
	午後	13時から17時まで	1,400円
	夜間	18時から21時まで	1,100円
豊島公園野球場小会議室	午前	9時から12時まで	500円
	午後	13時から17時まで	600円
	夜間	18時から21時まで	500円
豊島公園野球場夜間照明施設	1回 1時間		全点灯 12,000円
			4分の3点灯 8,000円
			2分の1点灯 6,000円
			4分の1点灯 3,500円

備考

- 1 休日に専用使用するとき、当該使用料金の2割を加算する。
- 2 市外居住者が専用使用するとき、当該使用料金（使用が休日であるときは、備考の1の規定による使用料金）の10割を加算する。

3 入場料その他これに類するものを徴収して専用使用するとき(アマチュアスポーツに限る。)は当該使用料金(使用が休日であるときは、備考の1の規定による使用料金)の20割を、市外居住者が当該専用使用をするときは備考の2の規定による使用料金の20割を加算する。

4 入場料その他これに類するものを徴収して専用使用するとき(プロスポーツに限る。)は当該使用料金(使用が休日であるときは、備考の1の規定による使用料金)の40割を、市外居住者が当該専用使用をするときは備考の2の規定による使用料金の40割を加算する。

別表第6

野球場附属設備使用料金表

名称	単位	使用料
スコアボード(放送室を含む。)	1回 1時間	500円
バッティングゲージ	1台 1時間	350円

備考 別表第5備考の規定は、この表について適用する。

別表第7

庭球場使用料金表

単位	金額	
1面(2時間以内)	豊島公園庭球場	1,800円
	千里東町公園庭球場	
	ふれあい緑地庭球場	
	野畑庭球場	

備考 別表第2の1の表備考の6及び備考の7の規定は、この表について適用する。

別表第8

武道館ひびき使用料金表

区分	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	超過使用料 (1時間につき)
	9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで	
専 小体育室	円	円	円	円	円	円	円

用 使 用		2, 25 0	3, 00 0	2, 25 0	5, 25 0	5, 25 0	7, 50 0	750
	第1競技場	5, 40 0	7, 20 0	5, 40 0	12, 6 00	12, 6 00	18, 0 00	1, 800
	第2競技場	5, 40 0	7, 20 0	5, 40 0	12, 6 00	12, 6 00	18, 0 00	1, 800
	弓道場	2, 70 0	3, 60 0	2, 70 0	6, 30 0	6, 30 0	9, 00 0	900
	多目的室	900	1, 20 0	900	2, 10 0	2, 10 0	3, 00 0	300
	大会議室	1, 80 0	2, 40 0	1, 80 0	4, 20 0	4, 20 0	6, 00 0	600
	小会議室	900	1, 20 0	900	2, 10 0	2, 10 0	3, 00 0	300
個 人 使 用	大人	1人1回(3時間以内) 400円		回数券料金		1人1回券 11枚つづり 4,000円		
	小人	1人1回(3時間以内) 200円		回数券料金		1人1回券 11枚つづり 2,000円		

備考

- 1 第1競技場及び第2競技場の専用使用区分は、全面、3分の2面、半面又は3分の1面とする。
- 2 弓道場の専用使用区分は、6射、3射又は2射とする。
- 3 大会議室の使用区分は、全室又は半室とする。
- 4 第1競技場及び第2競技場の専用使用の3分の2面、半面及び3分の1面の使用料金は、それぞれ当該使用料金の3分の2に相当する額、半額及び3分の1に相当する額とする。
- 5 弓道場の専用使用の3射及び2射の使用料金は、それぞれ当該使用料金の半額及び3分の1に相当する額とする。
- 6 大会議室の半室の使用料金は、当該使用料金の半額に相当する額とする。

7 別表第2の1の表備考の6から備考の8まで、備考の10及び備考の11の規定は、この表について適用する。

別表第9

武道館ひびき附属設備使用料金表

スポーツ備品器具	区分	使用料	備考
卓球台（支柱ネット含む）	1台1回につき	円 100	1回とは別表第8の専用使用時間区分をいう。
バドミントン支柱（ネット含む）	1組1回につき	100	
ワイヤレスマイク・アンプ	1組1回につき	100	
プレイヤー	1台1回につき	100	
巻わら	1台1回につき	100	
的（弓道場）	1ヶ1回につき	100	
太鼓	1台1回につき	100	
体操用具	1組1回につき	100	

備考 別表第2の1の表備考の6から備考の8までの規定は、この表について適用する。

別表第10

ふれあい緑地球技場使用料金表

区分	午前	午後	夜間（夏期に限る。）
	9時から13時まで	13時から17時まで	17時から19時まで
使用料	20,000円	20,000円	10,000円

備考 別表第1備考及び別表第2の1の表備考の6から備考の8までの規定は、この表について適用する。

別表第11

ふれあい緑地球技場附属設備使用料金表

スポーツ備品器具等	区分	使用料	備考
サッカー用具	1組1回につき	円 400	ゴール1対（ネット、コーナーフラッグ及び得点板を含む。）
ラグビーフットボール用具	1組1回につき	400	ゴール1対（コーナーフラッグ及び得点板を含む。）
アメリカンフットボール用	1組1回につき	400	ゴール1対（パイロン及び得点

具			板を含む。)
放送用具	1式1回につき	200	マイク, アンプ1組
テント	1組1回につき	200	集会テント1張(会議机及び折りたたみ椅子を含む。)
タイマー	1組1回につき	200	タイマー・スイッチ・スタンド・カバーセット

備考

- 1 この表における1回とは、別表第10の区分をいう。
- 2 別表第2の1の表備考の6から備考の8までの規定は、この表について適用する。

別表第12

グリーンスポーツセンター使用料金表

名称	単位	使用料
庭球場	1面(2時間以内)	1,800円
屋根付庭球場	1面(2時間以内)	2,100円
庭球場夜間照明施設	1回(1時間以内)	500円

備考 別表第2の1の表備考の6及び備考の7の規定は、この表について適用する。